

令和4年第4回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

令和4年第4回伊南行政組合議会定例会議事日程

令和4年12月22日

午後2時30分開会

組合長挨拶

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案説明

議案第17号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 伊南行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例

議案第22号 伊南行政組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第27号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

議案第28号 伊南行政組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第29号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第30号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第31号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）

議案第32号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第3号）

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第4 議案に対する質疑及び委員会付託

日程第5 一般質問

日程第6 委員長報告、質疑、討論及び採決

組合長挨拶

出席議員（17名）

1番 小林敏夫	2番 氣賀澤葉子
3番 竹村知子	4番 加治木今
5番 竹村誉	6番 宮下稔
7番 三原一高	8番 折山誠
9番 宮脇寛行	10番 吉川順平
11番 星野晃伸	12番 松澤文昭
13番 中塚礼次郎	14番 松村利宏
15番 天野早人	16番 宮井訓
17番 川手三平	

説明のために出席した者

組 合 長	伊 藤 祐 三	副 組 合 長	下 平 洋 一
副 組 合 長	宮 下 健 彦	副 組 合 長	小 田 切 康 彦
助 役	小 平 操	事 務 局 長	小 出 孝 幸
会 計 管 理 者	北 澤 武 志	病 院 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者	村 岡 紳 介
病 院 事 務 長 兼 経 営 企 画 室 長	倉 田 貴 志	新 病 院 建 設 準 備 室 長	佐 野 秀 一
病 院 総 務 課 長	渋 谷 昭 二	駒 ヶ 根 市 民 生 部 長	中 村 竜 一
飯 島 町 住 民 税 務 課 長	松 村 和 夫	中 川 村 保 健 福 祉 課 長	水 野 恭 子
宮 田 村 住 民 課 長	浦 野 康 之		

事務局職員出席者

事 務 局 次 長	那 須 野 一 郎
事 務 局 書 記	奈 良 崎 護
事 務 局 書 記	吉 澤 照 代

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時30分 開会

○次 長（那須野一郎君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長（天野 早人君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）

2つのアルプスには冬の訪れの白雪が降り、厳寒の季節、年の瀬を迎えました。

一旦減少傾向に転じた新型コロナウイルス感染症数が再び増えており、予断を許さない状況となっています。

来年は、終息に向かい、安心した日常を取り戻し、景気も好転するなど、明るい年になるよう願っております。

それでは、これより令和4年11月22日付、告示第7号をもって招集された令和4年第4回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長より挨拶をお願いいたします。

○組 合 長（伊藤 祐三君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）

令和4年11月22日付、告示第7号をもちまして令和4年第4回伊南行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにおかれましては、御出席を賜り、感謝を申し上げます。

寒さ厳しい日が続き、冬至を迎え、一年のうちで一番日が短い時期となりました。

令和4年も残すところあと1週間となっております。

今年を振り返りますと、台風の影響等による豪雨災害や土砂災害が全国各地で発生いたしました。

幸い、伊南地域におきましては、大きな災害がなく過ごすことができました。

来年も大きな災害等がなく、住民の皆さんの生活が守られることを願っております。

一方、新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染拡大が続いております。

ここ数年発生が少なかったインフルエンザの同時流行も心配される中で、引き続き感染防止の取組を継続していかなくてはなりません。経済活動と感染対策を両立させるためにも、伊南地域の皆様にも基本的な感染症対策を引き続きお願いしたいと思います。

次に地域経済の状況であります。

直近の長野経済研究所の調査によりますと、県内の景気動向は「持ち直しの動きがみられる」としております。

10月の乗用車新車販売は、半導体不足をはじめとした部品調達難に伴う納車遅れが徐々に改善し、前年同月比プラス24%と2か月連続で前年を上回っております。しかしながら、部品不足の影響は続いております。

雇用環境では、ハローワーク伊那管内の10月の有効求人倍率が1.54倍となっております。18か月連続で、県内の全ての地域で前年を上回っている状況であります。

今後につきましては、「新型コロナ感染再拡大や物価上昇による個人消費への影響を注視する必要がある」としております。

組合としましては、ウイズコロナ時代の本格到来を見据え、今後も効率的な事業運営に努めるとともに、伊南地域が快適で活力ある持続可能な地域としてあり続けるために、広域連携のメリットを生かし、諸課題に向けて協力していくことが重要だと考えております。

さて、伊南行政組合における各事業の進捗状況であります。

一般会計の事業では、火葬場、衛生センター、不燃物処理等の事業について、関係機関や市町村と連携して施設の運営管理を行っております。

伊南聖苑であります。指定管理により順調に運営されております。本年度で5年間の指定期間が終了となりますので、来年度からの指定管理者の指定を今議会でお願いいたします。

施設全体では、引き続き長寿命化計画に基づいた施設管理と適切な運営を行ってまいります。

次に病院事業であります。新型コロナウイルス感染症の対応も3年目となる中で、第8波が続いております。

11月14日、全県に医療非常事態宣言が発令され、感染警戒レベルは最高の5が継続されています。

本格的な冬を迎え、年末年始には人の動きも活発化します。インフルエンザとの同時流行も想定し、緊張感を持って患者の受入れに備えてまいります。

上半期、9月末時点での患者数は、前年度と比べ入院は2.6%増加、外来は1.5%減少となりました。その後の新型コロナウイルス感染症の再拡大を背景としまして、下半期における入院患者数は前年度並みまで低下する見通しに転じております。

経営収支では、コロナ関連の補助金収入を除いた収支計算で引き続き厳しい状況が続いております。

当面の予算運営につきましては、今議会中に御審議を賜りたいと考えます。

また、新病院建設事業につきましても基本計画案について御協議をお願いする予定としております。

さて、今議会に提案いたします議案であります。条例14件、補正予算2件、事件案件1件の計17議案でございます。

条例につきましては、給与条例関係2件であります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員及び任期付職員の給与条例の一部改正と、病院事業管理者の給与条例については条文の整理を行うものであります。

また、定年延長に関わる条例の改正が10件。

病院事業では、訪問看護ステーションの設置に関する条例改正と看護職員等の処遇改善についての条例改正であります。

次に一般会計の補正予算であります。条例改正によります職員の給与改定と衛生センターの電気料の高騰等による補正です。

病院事業会計の補正予算は、給与改定並びに年間の収支見通しに基づく補正をお願いするものであります。

本日提案いたしますこれらの議案は、いずれも重要な案件でございます。慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上申し上げまして、第4回定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議 長（天野 早人君） 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は会議規則第78条の規定により13番 中塚礼次郎議員、14番 松村利宏議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日限りと決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野早人君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第17号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 伊南行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例

議案第22号 伊南行政組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第27号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

以上11議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出 孝幸君） 提案説明に入ります前に資料の確認だけさせていただきます。

本日お配りしてあります資料、机の上にあります資料の下のほうに、「議案第17号 説明資料」、それから「議案第18号～27号 説明資料」ということでつづった三、四枚ほどの資料があると思いますので、そちらのほうを御用意いただきたいと思います。

それでは、議案第17号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

既に各市町村議会において同様の改正を行っていることと思いますので、概略のみ説明をさせていただきます。

それでは、先ほどお願いした一枚物ですが「議案第17号 説明資料」、こちらを御覧いただきたいと思えます。

1の国家公務員給与改定の概要については御覧のとおりです。

2の一般職の職員の給与に関する条例の改正概要ですが、(1)の給料表の改定につきましては、国と同様に初任給及び若年層の月額を引き上げるもので、平均改定率は国と同じ0.3%となります。

(2) の勤勉手当の改定は、0.1 月分を引上げ、期末勤勉手当で 4.4 月分にするものです。

下段の表にありますように、令和 4 年度に限りましては 0.1 月分につきまして一括で 1 2 月分に配分し 1.05 月分とし、その下段の令和 5 年度からは 6 月と 1 2 月に 0.05 月分を配分するものです。

裏面を御覧いただきたいと思います。

(3) の改定の所要額でございます。

一般会計分で総額 17 万 3,000 円、病院事業会計分で 1,720 万 8,000 円となります。

3 の任期付職員の期末手当の改正につきましても、現在、該当者はありませんが、0.05 月分を引き上げるものでございます。

資料の説明は以上でございます。

それでは議案書のほうを御覧いただきたいと思います。

議案書の 1 7—1 ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由ですが、国家公務員の給与改定に準じ一般職の職員等の給料月額及び勤勉手当の額を改定するためでございます。

次ページを御覧ください。1 7—2 でございます。

改正内容ですが、第 1 条のうち第 19 条第 2 項の改正は、今年度に限り勤勉手当の支給割合を先ほどの資料で説明したとおり改定するものです。

次ページの別表第 1 でございますが、改正後の給料表となっておりますので、御覧をいただきたいと思います。

続きまして 1 7—6 ページまでお飛びいただきたいと思います。1 7—6 ページを御覧ください。

中段、第 2 条の改正ですが、令和 5 年度以降の勤勉手当の支給割合について、先ほど資料で説明したとおり改正をするものでございます。

その下段の第 3 条、第 4 条につきましては、任期付職員の期末手当の引上げについて改正するものです。

なお、現在、任期付職員はおりません。

附則第 1 項は、この条例は公布の日から施行し、第 2 条及び第 4 条の規定については令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

第 2 項の規定は本年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附則第 3 項につきましては本年 1 2 月 1 日から適用するものでございます。

続きまして議案第 1 8 号の説明をいたします。

第 1 8 号から第 2 7 号までは職員の定年引上げに関わる条例の改正となります。

こちらもお手元に先ほど御用意いただいております「議案第 1 8 号～2 7 号 説明資料」というつづったものを御用意いただきたいと思います。

こちらの内容も既に市町村議会では説明のあったところもあるかと思えます。

説明資料の 1 ページを御覧ください。

伊南行政組合については条例の組立てが駒ヶ根市とほぼ同様のため、駒ヶ根市が 1 2 月議会に提案した内容と同様に整理してあります。

ただし、伊南行政組合は病院がありますので、医師の取扱いについては県内の状況を参考にしながら整理して

ございます。

2の定年引上げに伴い講じられる措置としては、主に枠内に書いてある6項目でございます。

(1)として60歳から65歳への定年年齢の段階的な引上げです。

ただし、医師、歯科医師については65歳から70歳への引上げとなります。

(2)として役職定年制の導入であります。

こちらは、医師、歯科医師については除外します。

(3)として60歳に達した職員の給与の扱いです。

次ページ以降に詳細がありますが、60歳時点の給与の7割水準とするものです。

なお、こちらも医師、歯科医師は除外します。

(4)として定年前再任用短時間勤務制の導入。

(5)として60歳以後、定年前に退職した者の退職手当の取扱いに、給与の減額がされることからピーク時の金額を適用させるものです。

(6)として暫定再任用制度の導入についてであります。

いずれも1ページから4ページまでに細かい内容の記入がありますので、後刻お目通しをいただきたいと思っております。

なお、5ページから議案の条文内にあります主なポイントを掲げてありますので御覧ください。

今回の改正は議案第18号から議案第27号までの10議案でございますが、国家公務員法や地方公務員法の一部改正等、改正の範囲が非常に広範囲であり、かつ条文の整理と細かい改正が盛り込まれていますので、提案説明については主要な改正部分、ポイントをかいつまんで説明させていただきたいと思っておりますので、御了承ください。

なお、これから説明します条例改正の施行日につきましては、原則、令和5年4月となっておりますので、施行日の説明は省略をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは議案書のほうにお戻りをいただきまして、議案書の18—1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第18号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由は、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い所要の改正を行うためです。

次ページ、18—2を御覧ください。

改正内容ですが、第3条第1号において法改正に伴い引用条文を改正するものです。

続いて19—1ページをお願いします。

議案第19号 伊南行政組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由は、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い分限処分について所要の改正を行うためです。

次ページ、19—2をお願いします。

改正内容ですが、第5条は分限における降給の種類について降格が規定されております。この中に新たに制度化された管理監督職、勤務上限年齢制を加える等の改正を行うものです。

制定附則の経過措置として、附則第2項及び第3項は、定年引上げに伴う降級の種類に、当面の間、俸給月額
の7割措置による降級を加える等の改正を行うものです。

続いて、次ページ、20—1をお開きいただきたいと思います。

議案第20号 伊南行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由は、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い職員の定年を引き上げるとともに、役職定年
制である管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するための改正です。

次ページ、20—2を御覧ください。

目次にありますように5章立てになっております。

改正内容ですが、まず第3条におきまして職員の定年を60歳から65歳に改正するものです。

ただし、医師及び歯科医師については65歳から70歳に改正するものです。

第4条は定年による退職の特例を規定しておりますが、高度で特殊な勤務形態の職員等で退職後も組合長の承
認を得た場合、引き続き3年以内で勤務することができる管理監督職の特例任用の制度を新たに規定したもので
す。

続きまして次ページを御覧ください。20—3でございます。

第3章のうち第6条及び第7条は、管理監督職勤務上限年齢制の適用を受ける職員の範囲と上限年齢を60歳
と定める規定であります。

第8条においては役職定年に伴う降任の際の配慮規定で、(1)から(3)において非管理監督職の中ででき
るだけ上位に格付する等の規定をしたものです。

続いて20—4から5ページの上段にかけて規定している第9条でありますけれど、第4条にも出てきました
が、特別な事由に該当するときは降任等を延長し管理監督職のまま勤務させることができる特例任用制度の要件
等について第1項から第4項にかけて規定したものであります。

次に20—5ページを御覧ください。

第4章の第12条及び第13条の規定は、新たに制度化された60歳以降定年退職日まで短時間で勤務すること
ができる定年前再任用短時間勤務職員の任用について定めたものです。

次にページ最下段の附則第4項において、定年が2年に1度段階的に引き上がる期間中の定年の年齢に関する
経過措置を次ページにかけて表にして規定したものです。

また、附則第5項は職員への情報提供及び勤務の意思の確認に関わる規定です。

次に、附則の第2条からそれぞれ経過措置を規定していますが、このうち、次ページ、20—7、附則第3条
から20—11ページの附則第9条までで規定しているものは、定年の年齢から65歳に達するまで再任用する
ことができる暫定再任用制度を規定しているものでございます。こちらの制度は今回の定年引上げが完了する令
和14年3月31日までの経過措置となっております。

附則第10条は、定年前再任用短時間勤務職員が定年の年齢に達した以降は再度採用することができないとす
る規定であります。

続きまして21—1ページを御覧ください。

議案第 2 1 号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について提案説明を申し上げます。
提案理由は、定年引上げを目的とした法改正に伴い現行の再任用制度を廃止するためです。

次ページをお願いします。

改正内容ですが、伊南行政組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

続きまして 2 2—1 ページをお願いします。

議案第 2 2 号 伊南行政組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由は、定年引上げを目的とした法改正に伴い定年引上げに伴う給与の減額に対する特例を設けるためです。

次ページ、2 2—2 をお願いします。

改正内容ですが、第 4 条の規定は懲戒処分により減給を受けている職員が給料月額 7 割措置にされた場合には、給料の減額に合わせて懲戒による減額も減らすための改正となっております。

次ページ、2 3—1 をお願いします。

議案第 2 3 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由ですが、定年引上げを目的とした法改正に伴い所要の改正を行うためです。

次ページをお願いします。

改正内容ですが、法改正により派遣できない職員に特例任用の職員を加えるための改正です。

次ページ、2 4—1 をお願いします。

議案第 2 4 号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由ですが、定年引上げを目的とした法改正に伴い所要の改正を行うものです。

次ページ、2 4—2 をお聞きください。

改正内容ですが、再任用制度の廃止に伴い「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」へ名称変更を行ったものです。

附則第 2 項の経過措置は、暫定再任用職員については定年前短時間勤務職員と同様の勤務時間等とするものでございます。

続きまして 2 5—1 ページをお願いします。

議案第 2 5 号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由ですが、定年引上げを目的とした法改正に伴い育児休業できない職員の見直しを行うほか、所要の改正を行うものです。

次ページをお願いします。

改正内容ですが、第 2 条及び第 8 条において育児休業及び育児短時間勤務ができない職員に特例任用の職員を加えるものです。

続きまして次ページ、26—1をお願いします。

議案第26号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

大変申し訳ございませんが、本日、お手元に議案第26号の差し替えをお配りしてございます。表題に「職員の」という文言が欠落していたため訂正をお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

提案理由ですが、定年引上げを目的とした法改正に伴い管理監督職勤務上限年齢制と60歳を超える職員の俸給月額7割措置及び定年前再任用短時間勤務制を導入するための改正です。

次ページをお願いします。

改正内容でございますが、第2条は定年前再任用短時間勤務職員への用語の改正です。

第4条の3は定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を算出する方法を規定し、第4条の4第2項では育児短時間勤務職員等の給料月額の算出方法を定めたものです。

以降は条文整理等でございます。

26—3ページをお願いします。

ここから制定附則となりますが、第6項は60歳に達した日以後の最初の4月1日以降は給料月額を70%とする規定でございます。

第7項は給料月額70%の適用除外となる職員についての規定。

第8項、第9項は給料における管理監督上限年齢の調整額を規定したものです。

次ページをお願いします。

別表の第1の給料表ですが、再任用職員の給料月額を定年前再任用短時間勤務職員に置き換える改正になっております。金額の改正はありません。

改正附則のうち第3条第1項及び第2項は次ページにかけて暫定再任用職員の給料月額についての規定。

同条第3項・4項は暫定再任用短時間勤務職員の給料月額についての規定。

同条第5項・6項においては暫定再任用職員の一時金について規定したものでございます。

続きまして27—1ページをお願いします。

議案第27号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由ですが、定年引上げを目的とした法改正に伴い退職手当の基本額等に関わる特例を設けるほか、所要の改正を行うものです。

次ページをお願いします。

非常に内容が複雑であるため、要点を絞って説明します。

まず第1条については、こちらの改正は今回の定年延長とは別に雇用保険等の一部を改正する法律への対応及び国家公務員の非常勤職員の退職手当に係る取扱いの変更に合わせて所要の改正を行うものです。

その他は法改正に基づく名称変更や条文の整理でございます。

次ページ、27—3をお開きください。

制定附則のうち、中段、附則第13項から第15項につきましては、定年延長に伴い新たに制度化された60

歳以後定年前に退職した場合の退職手当の特例、いわゆるピーク時特例について規定したものです。

次に次ページの下段の条例改正の第2条及び第3条でございますが、こちらは改正附則となります。

内容につきましては法改正に基づく条文の整理を行っているものでございます。

次ページをお願いします。

附則につきましては、それぞれ経過措置を規定したものですので、お目通しをいただきたいと思います。

それでは、定年延長に関わる各種条例の改正案の説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（天野 早人君） これをもって議案第17号から議案第27号の提案理由の説明を終結いたします。

次に、

議案第28号 伊南行政組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第29号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第30号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

以上3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 議案書28—1ページをお開きください。

議案第28号 伊南行政組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

提案理由は、病院事業の附帯事業として訪問看護ステーションを設置するためでございます。

経過を御説明します。

本年4月の診療報酬改定におきまして地域包括ケア病棟の施設基準が改正され、一部の病院においては訪問看護ステーションの併設が要件化されました。昭和伊南総合病院はこの要件に該当します。

そこで、これまでは介護保険法上のみなし事業所として年間約2,400件の訪問看護を行ってまいりましたが、正式に訪問看護事業所の指定を受けて事業を明確化することにより施設基準に対応し、地域包括ケア病棟の運営を継続していきたいとするものでございます。

こうした経過から、事業内容としては訪問看護ステーションに移行した後も当面は現状と大きく変わることはなく、これまでと同様、当院の退院患者さんを主な対象者として訪問看護事業を行っていく予定でございます。

それでは議案書28—2ページをお開きください。

新たに第1条の2を設け、訪問看護ステーションの名称及び位置を定めます。

次に第2条は経営の基本的事項を定める条文で、新たに第4項を設け訪問看護事業の法令根拠を記載します。

附則第1項の施行期日は令和5年3月1日。

附則第2項は病院事業の使用料・手数料条例の改正で、新たに第3条第3項として、第1号は医療保険制度、第2号は介護保険制度に分けて、それぞれ保険給付後の自己負担額が使用料になる旨を定めるものでございます。

議案第28号は以上でございます。

次に議案書29—1ページをお開きください。

議案第29号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、病院事業管理者の給与は駒ヶ根市副市長に準ずる扱いとなっているところ、さきの人事院勧告に伴い駒ヶ根市特別職給与条例が改正されましたので、これに準じ改正を行うものでございます。

29—2ページをお開きください。

第4条、ただし書は期末手当の支給率を定める規定で、年間の支給月数を現行の3.25月から3.30月に0.05月引き上げるよう改めるものです。

附則において、第1条は本年度に適用、第2条は来年度以降に適用としております。

なお、現在、病院事業管理者が不在ですので、この条例により支給される対象者はおりません。

議案第29号は以上でございます。

続きまして議案書30—1ページをお開きください。

議案第30号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

提案理由は、これまでの看護職員処遇改善特例手当につきまして、診療報酬制度に創設された新制度に基づく支給内容に移行したいとするものでございます。

経過を御説明します。

令和3年1月に決定された国の経済対策におきまして、看護職員の処遇改善として収入額を引き上げる方針が示され、その第1段階として本年2月から1%程度の引上げが実施されております。

最終的な3%程度の引上げについては、去る10月、国より財源の枠組みが示され、診療報酬制度の中で入院料の一部として財源措置されることとなりました。

また、この財源を用いた処遇改善の対象職員については、主たる看護職員のほか、特定の医療職を加えることができることについても併せて示されました。

こうした制度の経緯や趣旨を踏まえ、当企業職員の処遇改善について新制度に移行したいとするものでございます。

それでは議案書30—2ページをお開きください。

第2条第3項は手当の種類を定める条文で、新たな名称として看護職員等処遇改善手当に改めます。

第19条の2は全部改正し、支給対象職員は第1号 看護職員及び第2号 その他処遇改善対象職種である職員と定め、診療報酬制度が対象としている特定の職種を加えています。

第2号の対象となる職種とは、厚生労働省告示により、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師など、合計19職種が示されています。

附則において施行日は令和5年1月1日とし、1月から支給を開始したいとするものです。

なお、手当の具体的支給額については給与規定において定めませんが、正規職員の場合は職務の級に応じ、看護職員の場合は月額1万円～1万6,000円、その他の対象職員は月額2,500円～4,000円、パートタイムの対象職種は一定の引上げ率を基本賃金に乗ずる方法とします。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○議 長(天野 早人君) これをもって議案第28号から議案第30号の提案理由の説明を終結いたします。

次に、

議案第31号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算(第3号)

議案第32号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算(第3号)

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(小出 孝幸君) 議案第31号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算(第3号)について提案説明を申し上げます。

議案書の31-1ページをお開きください。

最初に第1条の歳入歳出の予算の補正ですが、歳入歳出予算をそれぞれ517万3,000円増額し、予算総額を9億8,160万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく給与条例の一部改正に伴う人件費の補正と衛生センターの電気料高騰による対応、医師確保対策費の積立てをお願いするものでございます。

それでは31-3ページをお開きいただきたいと思います。

事項別明細書で説明を申し上げます。

先に下段の歳出の部でございますが、2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費を17万3,000円増額させていただく内容であります。

内訳は給料、職員手当の増になります。

2節の給料につきましては給与改定により4,000円の増額、3節の職員手当等につきましては給与改定における勤勉手当支給率改定分などが16万9,000円の増額となり、合計17万3,000円の増額になります。

31-4ページを御覧ください。

3款 衛生費、2項 清掃費、1目 衛生センター費ですが、電気料金高騰によりまして光熱水費の電気料を300万円増額させていただくものです。

その下段の3款 衛生費、3項 病院費、2目 医師確保対策費ですが、令和2年に着任をされた医師に研究資金として貸与するため病院へ繰り出した分が貸与期間前に医師の退職により返還をされるものです。この200万円を基金に積立てを行います。

31-3ページにお戻りいただきまして、続いて上段の歳入の部でございますが、1款1項1目 分担金317万3,000円の増額は、歳出予算の増加に伴い市町村分担金を増額するものでございます。

その下段の7款2項1目 雑入につきましては、研究資金として繰り出した200万円を雑入で受けるものでございます。

31-5ページから7ページにかけては給与費明細書、また31-8ページにつきましては市町村分担金調書を載せてございます。内訳につきましては後刻お目通しをいただきたいと思います。

議案第31号の提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 議案書 3 2—1 ページをお開き願います。

議案第 3 2 号 令和 4 年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第 3 号）の提案説明を申し上げます。

今回の補正は、給与改正等に伴う人件費の補正並びに業務の予定量及び収支の年間見通しに基づく一般補正でございます。

第 2 条は業務の予定量で、470 人は当初予算における 1 日あたりの外来患者数の見込みですが、これを 455 人に引下げ、年間 1 1 万 565 人に補正するものです。

第 3 条 収益的収支及び第 4 条 資本的収支は実施計画で御説明しますので、3 2—3 ページをお開きください。

収益的収支の収入、医業収益の入院収益は診療単価が 0.7% 程度上昇する見通しを反映させ 2,430 万円の増加、外来収益は患者数の減少見通しにより 5,500 万円の減少、医業外収益の補助金は新型コロナウイルス感染症の病床確保補助金で、既に交付された 3 億 1,000 万円余を計上するものです。

次に支出ですが、給与費は総額で 212 万円の減額ですが、内訳として、人事院勧告に準じた給料表及び勤勉手当の改定分が 1,870 万円余の増額、職員数の減少に伴う減少分 5 人分 3,166 万円余の減額及び先ほど議案第 3 0 号で御説明した看護職員処遇改善手当が 3 か月分 930 万円の増額などが主な内容となっています。

材料費は薬品費で、抗ウイルス薬の購入量の増加見通しなどにより 2,240 万円余の増額、経費のうち光熱水費は電気料金の増額による予算不足 2,400 万円と、委託料は感染性廃棄物の増加に伴う処理費用の増加などによる 840 万円でございます。

3 2—4 ページをお開きください。

資本的収支ですが、先ほどの議案第 3 1 号 一般会計補正予算でも説明がありましたが、医師研究資金を貸与していた医師が返還免除となる前に退職されたため貸与資金の返還を受けたもので、収入で当該医師からの返還金 200 万円を受け、支出で同額を一般会計へ支払います。

それでは 3 2—1 ページへお戻りください。

第 3 条 収益的収支の一番右側、計の欄ですが、病院事業収益と病院事業費用との差額は予算上の純損益になりますが、補正後 2 億 4,200 万円余の黒字となります。

一方、医業収益と医業費用の差額は予算上の医業収支ですが、補正後 6 億 3,700 万円余の赤字となります。

次に 3 2—2 ページをお開きください。

第 5 条は債務負担行為の追加で、表にありますとおり、事項は新病院建設事業用地測量調査等業務委託、期間は令和 5 年度まで、限度額は 1,650 万円です。

新病院の建設候補地について、今後、地権者との具体的な話合いや建設準備を進める上で面積その他の用地調査が必要になります。現場工程をなるべく農繁期前に済ませたいため、本予算の設定後、入札、契約事務に着手したいとしますのでございます。

次に、第 6 条は棚卸資産購入限度額で、薬品費予算の増額に連動して購入限度額を引き上げる補正となります。

3 2—5 ページ以降の財務書類及び各調書につきましては、後刻お目通し願います。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○議 長（天野 早人君） これをもって議案第 3 1 号から議案第 3 2 号の提案理由の説明を終結いたします。

次に、

議案第 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出 孝幸君） 議案第 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

議案書 3 3—1 ページをお願いします。

指定管理者の選定に当たりましては、公募を行い、申請のあった団体について伊南行政組合指定管理者候補者選定委員会で審査を行い、住民の代表である指定管理者候補者選定審査委員会の意見を聞いた上で候補者を決定しましたので、地方自治法の規定により指定することについて議会の議決をいただくものです。

下の表を御覧ください。

施設の名称は伊南行政組合火葬場で、伊南葬祭業組合 1 者のみの申請でありましたので、審査の結果、引き続き指定したいものでございます。

なお、指定の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とするものです。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（天野 早人君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩といたします。再開は午後 3 時 2 5 分といたします。

暫時休憩。

午後 3 時 2 0 分 休憩

午後 3 時 2 5 分 再開

○議 長（天野早人君） 本会議を再開いたします。

日程第 4 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第 1 7 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 8 号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 9 号 伊南行政組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 0 号 伊南行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 1 号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例

議案第 2 2 号 伊南行政組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 3 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 4 号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 5 号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 26 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 27 号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

以上 11 議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第 17 号から議案第 27 号につきましては、別紙議案付託表のとおり総務衛生委員会に付託いたします。

次に、

議案第 28 号 伊南行政組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 29 号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 30 号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

以上 3 議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第 28 号から議案第 30 号につきましては、別紙議案付託表のとおり病院厚生委員会に付託いたします。

次に、

議案第 31 号 令和 4 年度伊南行政組合一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 32 号 令和 4 年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第 3 号）

以上 2 議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第 31 号及び議案第 32 号は、別紙議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

次に、

議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について

を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第33号は、別紙議案付託表のとおり総務衛生委員会へ付託いたします。

各委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果を報告願います。

日程第5 これより一般質問を行います。

一般質問は、申合せにより、質問時間は30分以内、質問回数は1項目につき3回までとなっております。

また、質問者は一般質問席から質問を行い、答弁者は最初の答弁のみ登壇をお願いいたします。

4番 加治木今君の質問を許可します。

〔4番 加治木今君 質問席へ移動〕

○4 番（加治木 今君） それでは、本日は昭和伊南総合病院についての質問をさせていただきます。

大きな項目といたしまして「入院期間の短縮についてと地域連携室のかかわりは」についてお聞きいたします。

コロナ感染症との長い闘いは、入院をすると家族と会えない状況が生まれ、その状況が長く続いていることとなります。

また、職員の皆様には多くの御苦労があることと推察いたします。医療をお守りいただいていることに感謝を申し上げます。

さて、新病院建設もいよいよ構想から計画に入り、より具体化してきています。

新病院には現在の課題解決も多く盛り込まれていることと思いますが、現在の社会の変化に現病院が対応していく年数もまだまだあります。

社会状況の変化の中で家族形態が変わってきております。高齢の夫婦2人で暮らす方、またお一人世帯も多くなってきております。どちらかが入院したときに面会できないことで、状況を日々の様子でだんだんにつかめることがなく、退院によって慣れない介護生活の始まりを急に迎える方もいます。

このところ入院期間が短くなっています。平均の入院日数は2週間ぐらいでしょうか。

医療の進歩から早期退院は可能になってきていますが、退院後の準備など、高齢者のみの家庭は対応ができないときもあります。退院しての生活の見通しを立てるには、やはり入院期間と同じぐらい、2週間ほどはかかります。高齢の2人ですと判断するにも時間がかかり、入院した途端に退院後の生活を考えることとなりますが、なかなか考えることはできませんし、体もなかなか動けません。

さて、病院には地域連携室があります。平成13年にできたとお聞きしております。

地域連携室は退院から自宅などの療養に向けての橋渡しになっているのではないかと思います。

今日は、幾つかの質問項目を進める中で、昭和伊南総合病院の地域連携室を中心に入院期間が短くなっていることに関連する事項をお聞きいたします。

質問事項は3点です。

1番、入院期間は短縮されてきているのでしょうか。医療制度、医療技術などの側面から、現状とこれからをお聞きいたします。

2番目に、退院から在宅への移行など、家族に対応が求められますが、地域連携室の役目と退院までの流れをお答えください。

3番目に、入院期間の短縮化と退院後の動きをより分かりやすくしている病院としての工夫は何でしょうか。以上3点を質問事項として挙げさせていただきます。

〔4番 加治木今君 着席〕

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 登壇〕

○病院事業管理者職務代理者（村岡 紳介君） 3つの質問がございましたので、順に答弁をいたします。

1つ目は入院期間の短期化についてであります。

厚生労働省の調査によりますと、令和2年の全国の全ての病院の平均入院期間は33.3日で、30年前の47.4日から約30%短縮しております。特に高齢層の短縮傾向が強く、65歳以上では、入院期間自体は長いものの、30年まえの50%、ちょうど半分まで短縮をしております。

昭和伊南総合病院における平均入院期間も同様の傾向となっております。直近の5年間の比較では、令和3年度は全病棟の平均が16.9日、5年前が18.7日ということで、約10%程度短縮しております。

このように入院期間が短期化している理由は大きく2つ挙げられます。1つは医療技術が進歩して長い入院を必要としなくなったということであり、2つ目は、医療費適正化のため、国として入院期間を短期化する政策を取っておるということでもあります。

医療技術の進歩については、分かりやすい例で言えば、内視鏡や腹腔鏡による手術、開腹手術と比べれば身体への負担が少ない手技が確立されたことにより、術後の体力回復が早いことにより、早期の退院につながっているものがあります。

このほか、新たな治療薬の普及などにより、疾患によってはより効果的な治療方法の確立が進むなど、広く医療が進展することにより、入院期間の短縮が図られております。

医療費適正化の問題は、人口減少、少子高齢化による国の財政問題に起因しております。国は、2000年代以降の医療費適正化計画の中心的課題として平均入院期間の短縮を挙げ、診療報酬制度への反映をさせることによって最適化に取り組んできました。この間の診療報酬制度は、看護師の配置を手厚くして短期間で質の高い医療を提供することにより、入院期間の短期化を図り、結果として患者、病院の双方にメリットが生まれる枠組みを基本に展開されてきました。

また、急性期を主体とした病院と長期の入院を扱う回復期・慢性期の病院を区別し、それぞれの役割分担を明確化することで、全体として入院期間の最適化が進むように病院の機能別体系化を進めてきました。

こうした背景から、より一層、平均入院期間の短期化が進んできたと言えます。

さて、今後についてですが、医療技術の進歩、高度化は止まることはなく、治療に要する期間は短縮していくものと想定されます。

一方で、昭和伊南総合病院では入院患者さんの高齢化が進んでおり、認知症など基礎疾患をお持ちの方については入院期間が長期化する傾向が既に見られます。

また、退院先の問題として、自宅や施設での受入れ態勢が整わず退院できないという事例も出てきております。こうした課題が調整され、社会的、制度的に退院後のスムーズな流れが確保できることを前提とするならば、今後さらに平均入院期間は短縮していくものと思われま。

次に、2つ目の御質問であります。

地域連携室の役割についてであります。

医療機関の細分化が進む今日、患者さんの状態に合った機能を持つ医療機関で適切な治療を受けられる体制づくりが求められております。

また、退院後も切れ目なく安心してサービスが受けられるよう、かかりつけ医や介護事業へのスムーズな受渡し、つなげることが必要になります。

こうした個々の患者さんに合わせた調整を行うため、患者さん御家族への支援のほか、他の医療機関、介護施設、行政、その他関係者との連携を包括的に行う専門部署が地域連携室であります。当院に限らず、全ての病院において必須の機能となっております。

地域連携室の役割は、大きく前方支援、後方支援に分けられます。前方支援は、当院での治療を目的として他の医療機関から患者さんの紹介を受ける場面での支援、後方支援は、当院での治療を終え、その後も適切な医療・介護サービスにつなげて生活が送れるように調整する場面での支援となります。

また、治療を受けることによって生ずる経済的な課題や御家族の困り事などについても、問題解決のための助言や社会保障制度の紹介を行うなどの支援を行っております。

さて、加治木議員からの地域連携室の後方支援に関する御質問であります。

当院の後方支援担当は、社会福祉士5人、入退院支援看護師3人で構成をしております。

患者さんの状況によって異なりますが、大まかな流れを御説明いたします。

入院したとき、あるいはその前から退院支援が始まります。

御家族の状況や社会制度の活用状況など、患者さんの状態を把握した上で、入院後3日程度で御家族を交えて調整会議を行います。

既にケアマネジャーがついている方は、入院後1週間程度をめどに話し合いの場を設けます。

その後、定期的に会議を持ちながら調整を進め、退院のめどがついたところで介護保険制度や各種社会資源の活用について御説明します。

退院後は、かかりつけ医に情報提供し、その後、継続した医療につなげていきます。

患者さんによっては、自宅における介護やたんの吸引など、入退院支援看護師が自宅に同行して必要な指導も行っております。

後方支援の流れは以上であります。患者さんの状態や退院先となる自宅や施設の状況、介護保険や各種福祉制度の活用など、調整事項は多岐にわたります。昭和伊南総合病院としては、関係者と連携してスムーズな退院につながるよう支援をしております。

さて、最後の3つ目の御質問であります。

入院期間が短期化しているのが後方支援がより重要になるのではないかと御質問かと思っております。

まず、短期間で退院できるということは患者さんにとってよいことでもあります。

病院としては、適切な入院期間を経て早期に退院できるよう治療に努めているところであります。

退院後の課題につきましては、先ほども触れましたが、支援が必要な方には介入をさせていただいて関係機関とともに調整をいたしますが、患者さんによっては入院期間の長短や抱える事情は様々であります。

また、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で御家族が面会できないこともあり、患者さんの不安、心配が

増加する一因になっているとも思われます。

まず、心配事があればスタッフに伝えていただき、早期の支援につながる事が大切かと思えます。

入院の際には「ソーシャルワークサービスのご案内」というチラシもお渡ししておりますので、ぜひ御参考にいただければと思います。

なお、新病院建設を控え、当院では現在、地域連携機能、入退院支援機能、医療福祉相談機能などを統合した患者総合支援センターの設置を検討しております。入院、外来を問わず、患者さん及び御家族に対する総合的なサポートを行い、他の医療機関や関係機関との相互調整を担う部門とする予定であります。時代の要請に応え、充実したセンターとなるよう、施設、体制の面で検討をしております。

最後に、後方支援の1つの事例といたしまして、駒ヶ根市と当院で取り組みました事例を御紹介いたします。

その事例は、アジア健康長寿イノベーション賞といたしまして、日本政府によるアジア健康構想の一環としてつくられた2020年に創設された賞がございます。駒ヶ根市は、「病院と自治体との協働による脳卒中再発予防のためのセルフマネジメント支援の取り組み」という事業を行いまして、応募をいたしました。これは第1回が2020年でもございましたけれども、その自立支援部門で大賞を頂いた事例がございます。

病院としても、そういうことを踏まえて経験を積んでおるところであります。今後とも努めてまいりたいというふうに思います。

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 降壇〕

〔4番 加治木今君 起立〕

○4 番（加治木 今君） 大変様子が分かる答弁をいただきました。

最後のほうにお話のありましたように、新病院のほうには総合支援機能を備えたものを今後つくっていかれるということをお聞きいたしました。地域の病院としてますます私たちが頼れるいい病院になることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

〔4番 加治木今君 着席〕

○議 長（天野 早人君） これにて4番 加治木今議員の一般質問を終結いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩といたします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

暫時休憩。

午後3時46分 休憩

午後4時45分 再開

○議 長（天野 早人君） 本会議を再開いたします。

日程第6 委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

初めに、総務衛生委員会へ付託した案件について委員長報告、質疑、討論を行います。

議案第17号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 伊南行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 1 号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例

議案第 2 2 号 伊南行政組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 3 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 4 号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 5 号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 6 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 7 号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

議案第 3 1 号 令和 4 年度伊南行政組合一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について

以上 1 3 議案を一括議題といたします。

総務衛生委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（松澤 文昭君） それでは総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第 1 7 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

なお、質疑、討論はありませんでした。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第 1 8 号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例から議案第 2 7 号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を一括議題とし、本日、委員会において内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑、討論はありませんでした。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第 3 1 号 令和 4 年度伊南行政組合一般会計補正予算（第 3 号）について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、「医師確保対策費の返還の期間の決まりはあるのか」という質問に対しまして「貸与期間の違いがあり、3 年は 500 万円、2 年は 300 万円により、今回は 2 年間にて退職されたため 200 万円の返還になりました」との答弁がありました。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、「今回の指定期間中にトラブルがあったか」という質問に対しまして「大きなトラブルはなかったが、一部火葬炉の不具合がありました」という報告がありました。

それから、「今後の指定期間の中で新たな取組を考えているのか」という質問に対しまして、「これからのコロナ対応についても引き続き丁寧に対応したい」との答弁がありました。

以上であります。

○議 長（天野 早人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、病院厚生委員会へ付託した案件について委員長報告、質疑、討論を行います。

議案第28号 伊南行政組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第29号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第30号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第32号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第3号）

以上4議案を一括議題といたします。

病院厚生委員長より審査結果の報告を求めます。

○病院厚生委員長（小林 敏夫君） それでは病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第28号 伊南行政組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質問の中で訪問看護の対応についてありました。答弁の中では「当面は当院の退院患者を対象として24時間対応をしている」とのことです。

次に、「他の医院との連携はどうなっているか」については「訪問看護ステーションの設置により、他の開業医より依頼があれば受入れはできる」と、そういう答弁でありました。

次に、議案第29号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第30号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質問の中で、「類似病院と比べて看護師の処遇はどうか」ということがありまして「公立病院は国家公務員に準じているので差はない」とのことでした。

次の質問は手当の財源についてですが、「10月から12月までの3か月は自主財源で対応する」との答弁が

ありました。

次に、議案第32号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第3号）について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑、討論はありませんでした。

○議 長（天野 早人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第17号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 伊南行政組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号 伊南行政組合職員の分限に

関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 伊南行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号 伊南行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 伊南行政組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号 伊南行政組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 25 号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 27 号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 伊南行政組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 伊南行政組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 29 号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号 伊南行政組合病院事業企業

職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件は終了いたしました。

ここで組合長より御挨拶をお願いいたします。

○組 合 長（伊藤 祐三君） 令和4年第4回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして御礼の挨拶を申し上げます。

今定例会に提案させていただきました全ての議案につきまして、慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり御決定賜りましたことに感謝を申し上げます。

今議会を通じて賜りました御意見や御提案は、十分に尊重し、今後の組合事業運営に生かしていくよう努力してまいります。

議員の皆さんにおかれましては、今後とも御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

師走の慌ただしい時期であります。また、寒さが一層厳しき折でもあります。議員の皆さんには、御自愛をいただき、ますます御健勝で御活躍されますとともに、迎える年が伊南地域の住民の皆様にとりまして明るく輝かしい一年でありますよう心から祈念申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

一年間ありがとうございました。

○議 長（天野 早人君） これをもって令和4年第4回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

○次 長（那須野一郎君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

ありがとうございました。

午後5時09分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和4年12月22日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員